

海部病院個人情報保護規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、「徳島県個人情報保護条例」及び「海部病院個人情報保護方針」に基づき、当院が取り扱う個人情報を適切に保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

（個人情報を以下に例示する。）

診療録、処方箋、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、診療要約、調剤録等の診療記録。検査等の目的で、患者から採取された血液等の検体の情報。介護サービス提供にかかる計画、提供したサービス内容等の記録。

職員（研修医、各部門実習生を含む）に関する情報（採用時の履歴書・身上書、職員検診記録等）。

ただし、医療においては死者の情報も個人情報保護の対象とすることが求められており、当院では個人情報と同様に取り扱う。

(2)個人情報安全管理委員会

個人情報保護計画の策定、実施、評価、改善等の個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有する院内の委員会をいう。

第2章 個人情報の収集

(収集の原則)

第3条 個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

(特定の個人情報の収集の禁止)

第4条 次に示す内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行ってはならない。

- 1) 門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項。
- 2) 思想、信条及び信教に関する事項。
- 3) 上記1および2は疾病と関連する場合に限定し利用、収集できる。
- 4) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項。
- 5) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項。

(個人情報を収集する目的)

第5条 患者・利用者・関係者から個人情報を取得する目的は、患者・利用者・関係者に対する医療・介護の提供、医療保険事務、入退院等の病棟管理等、病院運営に必要な事項などで利用するためである。

職員についての個人情報収集の目的は雇用管理のためである。

(個人情報収集の方法)

第6条 患者・利用者・関係者から個人情報を取得する方法は以下である。

- ア) 本人からの申告および提供。
- イ) 直接の問診または面談。
- ウ) 患者家族、知人、目撃者、救急隊員、関係者等からの提供。
- エ) 他の医療機関、介護施設等からの紹介状等による提供。
- オ) 15歳未満の方の個人情報については、診療に関して必要な事項以外は原則として保護者等から提供をうける。
- カ) その他の場合は、本人、もしくは家族の(意識不明、認知症等で判断できない時)同意を得て収集する。

第3章 個人情報の利用

(利用範囲の制限)

第7条 個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者が、業務の遂行上必要な限りにおいて行う。

- 2 個人情報安全管理委員会の長の承諾を得ないで、個人情報の目的外利用、第三者への提供・預託、通常の利用場所からの持ち出し、外部への送信等の個人情報の漏えい行為をしてはならない。
- 3 当院職員、派遣職員、委託外注職員および関係者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も、同様とする。

(利用目的の範囲)

第8条 個人情報は、通常の業務で想定される個人情報の利用目的及び、通常の業務以外として次の1号から5号について使用する。

- 1) 患者・利用者・関係者が同意した医療業務。
(院内掲示により同意があったものとみなすものを含む)
- 2) 患者・利用者・関係者が当事者である契約の準備又は履行のために必要な場合。
- 3) 当院が従うべき法的義務の履行のために必要な場合。
- 4) 患者・利用者・関係者の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合。
- 5) 裁判所および令状に基づく権限の行使による開示請求等があった場合。
通常の業務で想定される個人情報の利用目的は、個人情報安全管理委員会で詳細を定め、院内掲示のほかインターネットホームページ、パンフレットの配布等にて広報を行う。

(目的範囲外利用の措置)

第9条 収集目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合は、患者・利用者・関係者本人の同意を必要とする。

(個人情報の入出力、保管等)

第10条 個人情報の総合医療情報システムへの入力・出力、紹介状等の書類のスキャナーでの電子カルテ等への取り込み、及びそれらの管理等は、「徳島県立海部病院総合医療情報システム運営管理規定」により取り扱う。

診療情報、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表の保管・管理等については、「徳島県公文書管理規程」により取り扱う。

第4章 個人情報の適正管理

(個人情報の正確性の確保)

- 第11条** 当院は、個人情報を利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。診療録は医事係において適正に管理し、診療情報の提供については「徳島県立病院における診療情報の提供に関する指針」において定める。
- 2 患者・利用者・関係者から、個人情報の開示、当該情報の訂正、追加、削除、利用停止等の希望を受けた場合は、各部署責任者又は事務局医事係長が窓口となる。
 - 3 個人情報の利用目的に対する患者・利用者からの停止又は変更の申出は、別添様式第1号又は第2号により取り扱うものとし、事務局医事係において申出内容等を確認し、適切に対応できるよう関係部署と調整のうえ、すみやかに処理しなければならない。

(個人情報の安全性の確保)

- 第12条** 当院は、当院の個人情報を格納したコンピュータへの不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して、セキュリティ管理計画の立案・実施等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 各部門実習生の受入れにあたって、個人情報の取り扱いが見込まれる場合は、事前に実習を受ける者から個人情報の保護に関する誓約書（別紙様式第3号）又は、これに準ずる誓約書を提出させる。

(個人情報の委託処理等に関する措置)

- 第13条** 情報処理や作業を第三者に委託するために、個人情報を第三者に預託する場合においては、委託担当者は事前に個人情報安全管理委員会に届け出なければならない。
- 2 その他、当院が個人情報取扱事務の全部又は一部を委託するにあたり必要な措置については、「徳島県個人情報取扱事務委託基準」により取り扱う。

(個人情報の第三者への提供)

- 第14条** 個人情報の第三者への提供は本人の同意がない場合はできない。ただし、例外として、以下の場合には第三者に提供することができる。
- ① 法令等の規定に基づくとき。
 - ② 利用し、又は提供する個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
 - ③ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - ④ 徳島県個人情報保護条例第7条第8号に該当する場合。
- 2 第三者への提供は、原則として個人情報安全管理委員会の長の承諾を得て、必要な措置を講じた後でなければならない。
 - 3 前記の通知あるいは報告を受けた個人情報安全管理委員会の長は、速やかにその是非を検討しなければならない。
 - 4 個人情報の第三者への提供にあたっては、必要に応じて提供先に対して条例第9条の規定による措置要求を行うものとする。

第5章 自己情報に関する情報主体からの諸請求に対する対応

(自己情報に関する権利)

- 第15条** 当院が保有している個人情報について、患者から説明、開示を求められた場合、主治医は、懇切丁寧に診療情報を説明、提供するよう努めなければならない。診療情報の開示については、「徳島県立病院における診療情報の提供に関する指針」により取り扱う。

(自己情報の利用又は提供の拒否権)

第16条 当院が保有している個人情報について、患者・利用者から自己情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合、これに応じなければならない。ただし、裁判所および令状に基づく権限の行使による開示請求等又は当院が法令に定められている義務を履行するために必要な場合についてはこの限りでない。

第6章 管理組織・体制

(個人情報安全管理委員会)

第17条 当院が保有するすべての個人情報を特定し、危機を調査・分析し、管理方針の検討及び個人情報保護の推進を図るため、個人情報安全管理委員会を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 1) 病院が保有する全ての個人情報の特定及び徳島県個人情報保護条例第5条に基づき、個人情報取扱事務の確認に関すること。
- 2) 病院における個人情報の保護に関する管理方針の検討及び推進に関すること。
- 3) 個人情報の保護に係る情報交換に関すること。
- 4) 個人情報の漏洩等が発生したときの対応に関すること。
- 5) 職員等に対する個人情報の保護に関する知識の普及啓発に関すること。
- 6) 個人情報保護計画に関すること。
- 7) その他個人情報の保護に関すること

3 委員会には、委員長並びに委員を置く。

- 1) 副院長がこの委員会の委員長の任にあたり、会議を招集し、議事を司る。
- 2) 委員は次の者のうち、委員長が指名した者とする。

医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、放射線技師、理学療法士、管理栄養士、事務職員及び管理職員、その他委員長が必要と認める者。

4 委員会は、年2回（5月、11月）定期的を開催するものとする。

ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に委員会を開催することができる。

また、委員長は個人情報の漏洩等の問題が生じたときは、緊急的に委員の中から委員長が指名する者で構成する小委員会を開催し、対策を協議できるものとする。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数の時は、委員長の決するところによる。

6 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

7 委員会の庶務は、事務局医事係が担当する。

(個人情報保護苦情・相談窓口の設置)

第18条 個人情報及び個人情報保護計画に関しての苦情・相談は事務局医事係で受けるものとし、この連絡先を患者・利用者に告知しなければならない。

第8章 その他

(本規定等の見直し)

第19条 個人情報安全管理委員会の長は、適切な個人情報の保護を維持するために、少なくとも年1回本規定を見直し、院長の承認を得なければならない。

(文書の管理)

第20条 事務局医事係長は、この規定に基づき作成される文書（電磁的記録を含む）を管理しな

ければならない。

(個人情報の廃棄)

第21条 個人情報を廃棄する場合は、匿名化もしくは、適切な廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

- 2 個人情報を記録したコンピュータを廃棄するときは、特別のソフトウェア等を使用して個人情報を消去し、フロッピー、CD、MO等の記憶媒体は物理的に破壊する。
- 3 個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、特別のソフトウェア等を使用して個人情報を消去してから転用する。
- 4 研修医、実習生等の雇用管理に利用した個人情報についても、同様の処理をする。

附則

この規定は、平成17年10月1日から施行する。

この規定は、一部を改正し、平成18年2月1日から施行する。